川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成21年 3 月18日提出 川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例

川崎市児童福祉審議会条例(平成12年川崎市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和22年法律第164号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第6条第1項の表第3部会の項を次のように改める。

第3部会

- L 法第27条第6項に規定する措置に関すること。
- 2 法第33条の15第3項に規定する報告に係る事項に関すること。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

参考資料

制定要旨

児童福祉法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、被措置児童等虐待について講じられた措置の内容、当該被措置児童等の状況等に関することを第3部会の調査審議の事項とするため、この条例を制定するものである。